

保管場所使用承諾証明書の発行について

自動車の新規購入または変更の際に、当該自動車の保管場所を有していることの証明が必要な場合は、窓口または郵送で保管場所使用承諾証明書の発行の申請をしてください。

1 申請について

- (1) 保管場所使用承諾証明書の「保管場所の使用者」は、各シティハイツの居住者のみです。会社名義は認めません。
- (2) 保管場所の使用期間は、各シティハイツの駐車場の使用期間終了日までです。

2 窓口申請（翌開庁日以降の発行になります。）

- (1) 自動車を新規に購入し、または変更する際は、事前に自動車の規格（車高・車幅・車長・重量）の4点が、入居している住宅の駐車場の規格に収まるかを指定管理者へお問い合わせください。
- (2) 警視庁ホームページの保管場所証明申請手順のページから「4 保管場所の使用権原を疎明する書類」→（2）保管場所が貸し駐車場の場合「保管場所使用承諾証明書」の申請様式をダウンロードし、必要事項を記入してください。
- (3) **使用者本人（住宅の使用許可を受けた名義人）**が、区役所6階住宅課に次の書類をご持参ください。
 - ア 申請書原本
 - イ 使用者本人（住宅の使用許可を受けた名義人）の身分証明書
※代理人が申請する場合は、使用者本人（住宅の使用許可を受けた名義人）の身分証明書の写しおよび委任状の提出ならびに代理人の身分証明書の提示が必要です。
 - ウ 自動車の規格（車高・車幅・車長・重量）の4点分かる車検証、カタログ等
- (4) 保管場所使用承諾証明書は、申請があった翌開庁日以降の発行になります。保管場所使用承諾証明書は、後日、郵送により交付することもできます。

3 郵送申請（発行までに10日程度）

※不備・不足があった場合、時間がかかります。

- (1) 自動車を新規に購入し、または変更する際は、事前に自動車の規格（車高・車幅・車長・重量）の4点が、入居している住宅の駐車場の規格に収まるかを指定管理者へお問い合わせください。

(2) 警視庁ホームページの保管場所証明申請手続のページから

「4 保管場所の使用権原を疎明する書類」→(2) 保管場所が貸し駐車場の場合
「保管場所使用承諾証明書」の申請様式をダウンロードし、必要事項を記入してください。

(3) 次の3点を区役所住宅課へ郵送してください。

ア 申請書原本

イ 使用者本人(住宅の使用許可を受けた名義人)の身分証明書の写し

ウ 車両規格 (車高・車幅・車長・重量)の4点が分かる車検証、カタログ等の写し

郵送先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所 住宅課 住宅管理係
「保管場所使用承諾証明書」在中

【問い合わせ先】

港区住宅課住宅管理係

電話：03-3578-2265～2269

港区指定管理者 東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体

電話：03-5733-0109